

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：杉山管工設備株式会社

(法人番号2020001053679)

業者の住所：神奈川県横浜市中区海岸通1-3

2. 指名停止措置期間：令和8年3月11日から令和8年4月10日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：神奈川県、山梨県及び静岡県

4. 事実概要：

上記有資格者は、令和5年12月から令和7年9月にかけて施工した埼玉県及び神奈川県の民間工事において、専任を要する主任技術者として配置した者を、建設業法第26条第3項の規定に違反して、工期が重複する他現場においても、専任を要する監理技術者として配置したことにより、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、神奈川県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことが、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内